

移動等円滑化取組報告書
【鉄道駅】

令和2年6月

伊予鉄道株式会社

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

この報告書は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき作成されています。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
対象なし		

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
列車乗降の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープ設置駅には、折りたたみ式のスロープを設置しており、車いすのお客様の列車への乗り降りの支援を行う。 ・高齢者や、障がい者のお客様についても、引き続き積極的な声掛けや案内を行う。 	特に問題は無く、適切な案内を行う事ができた

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにバリアフリー駅の一覧などの情報を掲載しており、引き続き更新を行う。 	継続して掲載中

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
継続的な教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者に対する対応訓練 ・障がい者等に関するマークについての机上教育 ・認知症患者に関する理解と介助・対応等の勉強会の実施 	4月 新人訓練実施
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすのお客様を想定した避難訓練を行い、地震や津波等の緊急時にも速やかに列車から避難できるようにする。(2019年度) 	12月 実施 社員約30名参加

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

メール・電話等のお客様から寄せられた意見・要望等を社内で共有し、適宜対応している。

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和2年3月31日現在)

鉄道駅名	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅の別	公共交通円滑化等適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されるプラットフォームの数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の降機設置	傾斜路の数	視覚誘導ブロックの有無	案内設置の有無	障害者対応型設置の有無	障害者対応型設置の有無	障害者対応型設置の有無	障害者対応型設置の有無	車いす利用者の乗降可能なプラットフォームの数	転落防止のための設備の有無
高浜 駅	高浜 線	愛媛県 松山市	1,187 人				1		基	基	基	1 箇所			○	○	○	1		
梅津寺 駅	高浜 線	愛媛県 松山市	337 人				2		基	基	基	2 箇所			○	○	×	2	○	
港山 駅	高浜 線	愛媛県 松山市	321 人	○			1		基	基	基	1 箇所			○	○	×	1		
三津 駅	高浜 線	愛媛県 松山市	2,007 人		○	○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○		○	○	×	2	○	
山西 駅	高浜 線	愛媛県 松山市	2,346 人		○	○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○		○	○	×	1	○	
西衣山 駅	高浜 線	愛媛県 松山市	1,272 人				2		基	基	基	箇所			-	○	×		○	
衣山 駅	高浜 線	愛媛県 松山市	2,251 人			○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所			×	○	×	1		
古町 駅	高浜,城北 線	愛媛県 松山市	4,891 人		○	○	4	4	基	基	2 基	4 (4) 箇所	○		○	○	×	4	○	
大手町 駅	高浜 線	愛媛県 松山市	2,823 人				2		基	基	基	箇所	○		×	×	×		○	
松山市 駅	高浜,横河原,郡中 線	愛媛県 松山市	19,707 人			○	2	2	4 (4) 基	6 基	3 基	2 箇所			○	○	○	2	○	
石手川公園 駅	横河原 線	愛媛県 松山市	481 人	○		○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所			-	○	×	1		
いよ立花 駅	横河原 線	愛媛県 松山市	2,246 人			○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○		×	○	×	1	○	
福音寺 駅	横河原 線	愛媛県 松山市	1,698 人			○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○		×	○	×	1	○	
北久米 駅	横河原 線	愛媛県 松山市	1,269 人		○	○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○		○	○	×	1	○	
久米 駅	横河原 線	愛媛県 松山市	2,787 人		○	○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○		○	○	×	1	○	
鷹ノ子 駅	横河原 線	愛媛県 松山市	1,072 人				1		基	基	基	箇所			×	○	×			
平井 駅	横河原 線	愛媛県 松山市	981 人				1		基	基	基	箇所			×	○	×			
梅本 駅	横河原 線	愛媛県 松山市	1,597 人			○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○		×	○	○	1	○	
牛淵団地前 駅	横河原 線	愛媛県 東温市	876 人			○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所			×	○	×	1		
牛淵 駅	横河原 線	愛媛県 東温市	237 人	○		○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○		×	×	×	1	○	
田窪 駅	横河原 線	愛媛県 東温市	797 人				1		基	基	基	1 箇所	○		×	○	×	1	○	
見奈良 駅	横河原 線	愛媛県 東温市	645 人			○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○		×	○	×	1	○	
愛大医学部南口 駅	横河原 線	愛媛県 東温市	1,316 人				1		基	基	基	1 箇所			-	○	×	1		
横河原 駅	横河原 線	愛媛県 東温市	1,338 人		○	○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○		○	○	×	1	○	
土橋 駅	郡中 線	愛媛県 松山市	989 人			○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所			○	○	×	1		
土居田 駅	郡中 線	愛媛県 松山市	2,429 人			○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所			○	○	×	1		
余戸 駅	郡中 線	愛媛県 松山市	2,496 人			○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所			○	○	×	2		
鎌田 駅	郡中 線	愛媛県 松山市	1,098 人	○		○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所			○	○	×	1		
岡田 駅	郡中 線	愛媛県 伊予郡 松前町	970 人			○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所			○	○	×	2		
古泉 駅	郡中 線	愛媛県 伊予郡 松前町	2,346 人			○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所			×	○	×	1		
松前 駅	郡中 線	愛媛県 伊予郡 松前町	1,039 人				2		基	基	基	箇所			×	○	○			
地藏町 駅	郡中 線	愛媛県 伊予郡 松前町	559 人			○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所			×	○	×	2		
新川 駅	郡中 線	愛媛県 伊予市	690 人				1		基	基	基	箇所			×	○	×			
郡中 駅	郡中 線	愛媛県 伊予市	1,032 人			○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所			×	○	×	1		
郡中港 駅	郡中 線	愛媛県 伊予市	1,017 人				1		基	基	基	1 箇所			○	○	×	1		
萱町六丁目 駅	城北 線	愛媛県 松山市	369 人	○			2		基	基	基	1 箇所			-	-	-			
本町六丁目 駅	城北 線	愛媛県 松山市	981 人	○			2		基	基	基	箇所			-	-	-			
木屋町 駅	城北 線	愛媛県 松山市	646 人	○			2		基	基	基	2 箇所			-	-	-			
高砂町 駅	城北 線	愛媛県 松山市	316 人	○			2		基	基	基	2 箇所			-	-	-			
清水町 駅	城北 線	愛媛県 松山市	441 人	○			2		基	基	基	1 箇所			-	-	-			
鉄砲町 駅	城北 線	愛媛県 松山市	738 人	○			2		基	基	基	箇所			-	-	-			
赤十字病院前 駅	城北 線	愛媛県 松山市	1,486 人	○			2		基	基	基	1 箇所			-	-	-			
平和通一丁目 駅	城北 線	愛媛県 松山市	338 人	○			2		基	基	基	箇所			-	-	-			
(合計) 43 駅				12 駅	6 駅	23 駅	63	31	1 1 4 (4) 基	1 0 6 0 基	2 5 基	34 22 45 (29) 箇所	13 駅	0 駅	16 駅	33 駅	4 駅	29 駅	16 駅	

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。